

かなしん

SDGs インパクトローン

かなしんでは、SDGs が目指す持続可能な社会づくりに向け、『環境・社会・経済』にポジティブなインパクトをもたらすことを目的に「かなしん SDGs インパクトローン」の取扱いを始めます。

＝特徴＝

- ・「かなしん SDGs インパクト評価シート」を使用して、SDGs における経済・環境・社会の3つの側面におけるインパクトのプラス面（ポジティブインパクト）とマイナス面（ネガティブインパクト）の双方を評価し、ポジティブの増大及びネガティブな影響を低減するソリューションを提供します。
- ・ご利用利率や返済額の試算はお気軽に窓口へお問い合わせください。
- ・審査の結果によりご希望にそえない場合がございますので、予めご了承ください。
- ・予告なくお取扱いを終了することがございます。
- ・店頭にて「説明書」をご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ窓口は本・支店または業務推進部 **0800-800-1516**（通話料無料：神奈川県からの通話に限ります）または **046-821-1709** までお問い合わせください。[受付時間：平日9時～17時]

●ローン内容の詳細は裏面を確認してください

かなしん SDGs インパクトローン

～SDGs の取組みをサポートする新たな資金調達～

[本商品の概要]

本商品は日本政策金融公庫と連携し、SDGs に取組む事業者の皆様にご融資する制度です。

[本商品の特徴]

- 無担保かつ代表者保証が不要で長期の資金を確保できます。
- 日本政策金融公庫の証券化手法を活用することで、保証協会の保証付融資とは別枠となりますので、保証料はございません。

[ご利用条件]

募集期間	2026年6月1日～2026年12月10日	ご利用条件	①青色申告者で法人税・社会保険料に未納がない法人
取扱総額	50億円		②業歴3年以上で、2期連続決算(各12カ月)である先
お使用みち	運転資金または設備資金 原則、既存のお借入れの返済資金としてはお使いいただけません(注1)		③「償却前経常利益が黒字」(前期又は前々期)または「経常収支(注2)が黒字」(前期)の先
ご利用金額	5百万円～50百万円(百万円単位)		④株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)第2条第1項第3号に規定する中小企業者であること
ご利用期間	5年3カ月～5年10カ月 初回返済日 2027年4月20日 最終返済日 2032年3月22日		⑤当金庫と融資取引を1年以上有する先
ご返済方法	元金均等毎月返済(ご返済回数60回)		新規貸付手数料 55,000円
ご利用利率	詳しくは窓口にお問い合わせください。		
お借入れ日	2026年6月～2026年12月 (詳しくは窓口にお問い合わせください)		※ご利用条件の判定は当金庫の基準により行いますので、必ずしも決算書にご記載の数値で判断するとは限りません。また、上記条件を満たしたうえで、通常の融資と同様の審査をお受け頂きます。審査結果によっては、ご融資できない場合があります。
担保/保証人	無担保・代表者保証不要		

(注1) 過年度ご利用の「かなしん SDGs ローン (CLO)」の場合は旧借返済資金としてお使いいただけます。

(注2) 経常収支=償却前経常利益-受取手形増減-売掛金増減-棚卸資産増減+支払手形増減(除く設備分)+買掛金増減

[ご相談時に必要な書類]

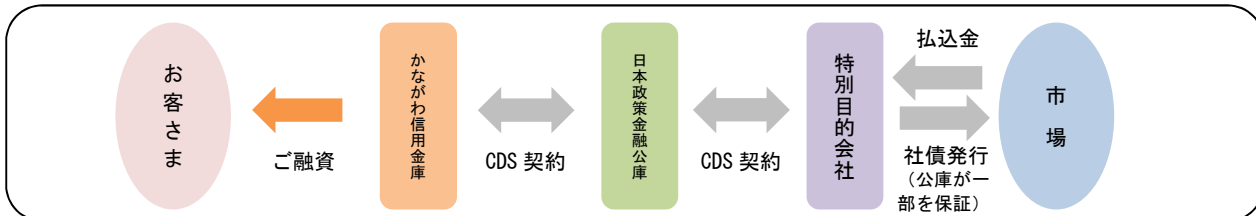
□CLO参加申込書 □直近2期分の決算書(借入明細及び財務申告書(所定部分)等を含む。) □登記事項証明書

□SDGs対応度簡易診断結果レポート □かなしん SDGs インパクト評価シート

※かなしん SDGs インパクト評価シート作成にあたり、当金庫の職員がサポートいたします。

上記以外に、必要に応じて納税証明書、試算表等をお願いすることがあります。

[本商品の仕組み・ご留意点]



[本商品の仕組み]

本商品は、日本政策金融公庫と提携し、無担保・代表者保証不要の商品を事業者の皆様にご提供するものです。

ご融資は債権譲渡を伴わず、皆様へのご融資は通常のプロパー融資と同じです。当金庫が日本政策金融公庫とCDS契約(一種の損失補償契約)を締結する形で証券化します。

[情報開示(個人情報を含む)]

証券化を目的に、日本政策金融公庫、格付会社など必要最低限の証券化関係者(本CLO当事者等)に対し、財務情報や代表者名等の個人情報などが開示(社債の取得者(機関投資家)に対しては社名及び代表者の名前が特定されない形で開示)されることに同意していただく必要があります。

[申込撤回・契約解除・期限前返済の原則禁止]

CLO参加申込書提出後の申込撤回及び金銭消費貸借契約締結後の契約解約はできません。また、本借入実行後の期限前返済は、当金庫の承諾が得られない場合はできません。